**「賃金向上助成・資格等手当助成」支給申請チェックリスト**

**対象コース**

●賃金向上助成または資格等手当助成（人材開発支援助成金のうち以下のコースが対象となります。）

|  |  |
| --- | --- |
| □建設労働者認定訓練コース | 賃金助成 |
| □建設労働者技能実習コース | 経費助成、賃金助成 |

**〒950-0965**

**新潟市中央区新光町16-4荏原新潟ビル1Ｆ**

**新潟労働局職業対策課助成金センター**

　　　建設事業主等に対する助成金担当

電話**025-278-7181**

提 出 先

事業所名

事務担当者名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **提出書類** | | 事業主ﾁｪｯｸ  欄 | 労働局  ﾁｪｯｸ  欄 |
| １ | * **人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金助成・賃金向上助成・資格等手当助成））支給申請書**（建認様式第４号）**（原本）** * **人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成･賃金向上助成・資格等手当助成））支給申請書**（建技様式第３号）**（原本）** |  |  |
| 2 | * **人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）賃金向上助成･資格等手当助成　確認シート**（建認様式第４号別紙１**（原本）** * **人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）賃金向上助成･資格等手当助成　確認シート**（建技様式第３号別紙５**（原本）** |  |  |
| ３ | * **賃金増額改定前３か月間の出勤簿(写し)又はタイムカード(写し)と賃金増額後３か月間の出勤簿(写し)又はタイムカード(写し)** |  |  |
| ４ | * **賃金増額改定前３か月間の賃金台帳(写し)** **と賃金増額後３か月間の賃金台帳(写し)**   賃金〆日、支払日を下記に記入  **※賃金〆日：毎月　　　日　支払日：当月・翌月　　　日** |  |  |
| ５ | * **賃金増額改定前後の賃金対象月の属する「休日カレンダー」** |  |  |
| ６ | * **賃金増額改定前後の雇用契約書等（賃金要件の場合のみ）** |  |  |
| ７ | * **資格等手当について規定をした労働契約、就業規則又は労働契約等**   **※資格等手当要件の場合のみ** |  |  |
| ８ | * **対象コースの支給決定通知書（写し）** |  |  |
|  | * **管轄労働局が必要と認める書類** |  |  |

・支給申請にあたっては、パンフレットにより支給要件、支給までの流れ等を確認して下さい。

また、支給申請書等の記載にあたっては、様式裏面の「提出上の注意」、「記入上の注意」等を必ず

ご覧下さい。［様式は両面印刷のうえ提出してください］

・提出形態を「写し」としている書類については、全てＡ４版にて提出して下さい。

・書類を郵送等で提出される場合には、特定記録郵便等送付記録が残るものをご利用下さい。

・提出書類は必ずコピーを取り、控えを整理・保管して下さい。

**※裏面につづく**

**支給要件について**

1. **対象コースの支給決定を受けていること。**
2. **訓練開始日の前日から起算して６か月前の日から支給申請日までの間に、事業主都合の解雇者がいないこと。**
3. **賃金要件または資格等手当要件を満たしていること。**

**【賃金要件】**

算定対象とする全ての建設労働者の毎月決まって支払われる賃金（労働協約、就業規則又は労働契約等において明示されているものに限る。）を訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、改定後３か月間の賃金総額と改定前３か月間の賃金総額を比較し、**５％以上増加**させた賃金を算定対象とする全ての建設労働者に支払っていることが必要です。

　　　※賃金の増額後、合理的な理由なく賃金額を引き下げる場合や、賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げる場合等は賃金を増額させているものとして認められない。

　　　※対象労働者の賃金が時給、日給、出来高払い等でその月毎に変動する場合や、自己都合等により労働日数が著しく少なくなった場合等比較を行うことが適切でない場合は、

「労働日に通常支払われる賃金の額」×「所定労働日数」＝毎月決まって支払われる賃金を算出し比較する。

**【資格等手当要件】**

資格等手当（職務に関連した資格、知識又は技能を有している者に対して毎月決まって支払われる手当）の支払いについて就業規則等に規定し、訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、算定対象となる建設労働者ごとに、資格等手当の支払後３か月間と資格等手当の支払い前３か月間の賃金総額を比較し、全ての算定対象となる建設労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を３％以上増加させていることが必要です。

　　　※資格等手当の支払い後、合理的な理由なく資格等手当の支払いをやめる場合や、合理的な理由なく、資格等手当以外の諸手当等の額を引き下げ、資格等手当を支払っている場合は、資格等手当を支払っているものとして認められない。

　　　※建設労働者の賃金が時給、日給、出来高払い等でその月毎に変動する場合や、自己都合等により労働日数が著しく少なくなった場合等比較を行うことが適切でない場合は、

「労働日に通常支払われる賃金の額」×「所定労働日数」＝毎月決まって支払われる賃金を算出し比較する。

**提出期間について**

■**人材開発支援助成金の場合**は、訓練終了日の翌日から起算して１年以内に、算定対象とする建設労働者の全てに対して毎月決まって支払われる賃金又は資格等手当を支払った日（毎月決まって支払われる賃金又は資格等手当の３か月目の支払日をいう。）の翌日から起算して５か月以内。